

環境・エコロジー・森林省

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分の規制に関する 2017 年 1 月 31 日付政令第 2017-066 号

政府の首長たる首相は、

憲法に鑑み、

地方自治体の権限、組織化及び運営の方式、並びにこれら自治体が行う業務の管理方式について定める 2014 年 8 月 14 日付組織法律第 2014-018 号に鑑み、

生物の多様性に関する条約の批准承認に関する 1995 年 8 月 9 日付法律第 95-013 号に鑑み、

再生可能自然資源の自治管理に関する 1996 年 9 月 30 日付法律第 96-025 号に鑑み、

森林関連法改正に関する 1997 年 8 月 8 日付法律第 97-017 号に鑑み、

海洋法典に関する 2000 年 2 月 3 日付法律第 99-028 号に鑑み、

海洋法に関する 1982 年国際連合条約の批准を承認する 2000 年 11 月 28 日付法律第 2000-020 号に鑑み、

汚職対策に関する 2004 年 9 月 9 日付法律第 2004-030 号に鑑み、

野生動植物の種の国際取引 (CITES) に関する 2005 年 7 月 27 日付法律第 2005-018 号に鑑み、

土地の類型についての原則を定める 2005 年 10 月 17 日付法律第 2005-019 号に鑑み、

無形文化遺産の保護に関する条約の採択に関する 2006 年 1 月 30 日付法律第 2005-033 号に鑑み、

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約の批准を承認する 2006 年 2 月 15 日付法律第 2005-042 号に鑑み、

未登記私有地の法制度について定める 2006 年 11 月 24 日付法律第 2006-031 号に鑑み、

行政財産に関する 2008 年 7 月 23 日付法律第 2008-013 号及びこれに基づく施行令に鑑み、

原文タイトル: Décret n° 2017-066 du 31 janvier 2017 portant réglementation de l'accès et du partage des avantages découlant de l'utilisation des ressources génétiques

原文リンク: <https://absch.cbd.int/api/v2013/documents/1E13DEBB-A5F3-91A9-1CD0-D41D2B61A650/attachments/Madagascar.decret.ressources.genetiques.2017.066.pdf>

(最終アクセス日: 平成 30 年 8 月 22 日)

国、地方自治体及び公法人の普通財産に関する 2008 年 7 月 23 日付法律第 2008-014 号に鑑み、

生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の批准を承認する 2013 年 6 月 12 日付法律第 2013-010 号に鑑み、

国の無形遺産の保護に関する 2013 年 12 月 12 日付法律第 2013-017 号に鑑み、

改正されたマダガスカル環境憲章に関する 2015 年 2 月 19 日付法律第 2015-003 号に鑑み、

保護区域管理法典の改正に関する 2015 年 2 月 26 日付法律第 2015-005 号に鑑み、

漁業・養殖業法典に関する 2015 年 12 月 16 日付法律第 2015-053 号に鑑み、

狩猟、漁業及び動物保護に関する 1960 年 10 月 3 日付行政命令第 60-126 号に鑑み、

森林・狩猟・漁業・自然保護関連法違反の取締りに適用される手続きについて定める行政命令第 60-128 号に鑑み、

国内法・国際私法一般条項に関する 1962 年 9 月 19 日付行政命令第 62-041 号に鑑み、

絶滅の恐れのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の批准に関する 1975 年 8 月 5 日付行政命令第 75-014 号に鑑み、

世界知的所有権機関（WIPO）を設立する条約の批准を承認する 1989 年 7 月 7 日付行政命令第 89-014 号に鑑み、

マダガスカル民主共和国における産業財産権保護制度導入に関する 1989 年 7 月 31 日付行政命令第 89-019 号に鑑み、

投資と環境の両立に関する改正された 1999 年 12 月 15 日付政令第 99-954 号に鑑み、

政府の首長たる首相の指名に関する 2016 年 4 月 10 日付政令第 2016-250 号に鑑み、

2016 年 5 月 11 日付政令第 2016-450 号及び 2016 年 8 月 22 日付政令第 2016-1147 号により改正・補遺された閣僚の指名に関する 2016 年 4 月 15 日付政令第 2016-265 号に鑑み、

環境・エコロジー・森林大臣の権限及び環境・エコロジー・森林省の組織全般について定める 2016 年 5 月 12 日付政令第 2016-298 号に鑑み、

環境・エコロジー・森林大臣の提案に基づき、

閣議を経た後、

以下の通り定める。

第1章

総則

第1節

定義

第1条

本政令において

「受益者」とは、生物の多様性に関する条約及び名古屋議定書の実施にあたる省内部署、遺伝資源利用申請者のパートナーたる大学を含む公的・民間研究機関、生息域外におけるコレクションの所有者及び／又は地主、地域住民、取得申請対象地所の管理者又は取得を認められた関連する伝統的な知識の所有者、生物多様性の保全に取り組む機関又はその他の機関をいう。

「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

「地域社会」とは、自然環境に関する伝統的権利を享受し、その生活様式が生物多様性の保全及びその持続可能な利用に影響を及ぼす人々の集団をいう。

「相互に合意する条件」とは、遺伝資源の取得を認可する権限ある国内当局と、これら資源の利用を希望する申請者との間で交わされた合意をいうものとし、取得を認められたその他の受益者と遺伝資源の申請者との間の、資源の利用条件及び配分すべき利益に関する合意を含む。

「マダガスカルの遺伝資源に関連する伝統的な知識」とは、マダガスカルの遺伝資源に上流部又は下流部で、直接的又は間接的に関連する既得の、又は取得される可能性のある、公表の有無を問わないあらゆる知識であって、とりわけ学術的、技術的、経済的、社会的、保健衛生的又は文化的な性質を有するものをいう。

「情報に基づく事前の同意」とは、マダガスカルの遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識の取得を希望する者に課せられる義務であって、関係する活動への着手に先立って、マダガスカル政府、私有地の地主、関係する地域社会及び必要に応じ伝統的な知識の所有者から事前の情報に基づく許可を取得しなければならないとするものをいう。

この許可は、申請者がマダガスカル政府及びとりわけその伝統的な知識が対象となっている場合関係する地域社会に提出する、着手を予定している活動に特化した明確で漏れや嘘偽りがなく理解可能で分かりやすい情報をもとに表明される限りにおいて、事前の情報に基づくものとなる。

「申請者」とは、遺伝資源を取得し、若しくは利用し、又はその利用を通じて利益を得る公法上又は私法上の、仲介者を含む法人をいう。

「派生物」とは、天然に存在する生化学的化合物であって、それ自身は遺伝の機能的な単位を持たない生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生ずるものをいう。

「自然資源の地域管理者」とは、合法的及び／又は伝統的に取得申請対象資源を管理する住民グループであって、その生活様式が生物多様性の保全及びその持続可能な利用に影響を及ぼす関連するものをいう。

「マダガスカルの遺伝資源及びこれに関連する伝統的な知識に関する情報」とは、科学的・学術的・技術的な性質及び事実に基づく性質を有する当該分野のあらゆるデータ、分析及び情報であって、記述、口頭、視聴覚、アナログ、デジタルなどその形態を問わず、経済、社会、人間及び文化に関わる側面を有するものをいうほか、生態学的に合理性を有する技術も対象に含む。

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他の生物起源の素材をいう。

「利益の公正かつ衡平な配分」とは、受益者など資源の管理並びに／又は学術的及び／若しくは商業的なプロセスへの寄与が認められた全ての者の間での公正、衡平及び相互承認に基づく利益の配分をいうものとし、国が主権を行使する遺伝資源及び関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益のほか、研究及び開発の成果、並びにその商業的又は非商業的な利用から生ずる利益も対象に含む。

「遺伝資源及び関連する伝統的な知識の関係当事者」とは、生物の多様性に関する条約及び名古屋議定書の実施担当省及びその付属機関、その他の関係省庁各部署、地方自治体、地域住民、伝統的な知識の所有者、遺伝資源の管理及び加工に関与している民間事業者、公正さが認められている非政府組織、仲介者、研究機関、開発パートナー等の遺伝資源の管理における権利及び義務を有するあらゆる自然人及び法人をいう。

「研究開発」とは、事実を立証し結論を導き出すための、遺伝資源の遺伝的及び／又は生化学的な構成に関する調査及び研究をいう。

「遺伝資源」とは、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素をいうものとし、ヒト由来の生物資源を除く。

「遺伝の機能的な単位」とは遺伝子をいう。遺伝子とは、生物の物質的で伝達可能な形質あるいは表現型を決定する染色体の特定の位置に置かれた DNA セグメントをいう。DNA には、細胞成分の生成に要する命令又は情報（遺伝子と称するもの）及び生物の機能方式に関する命令又は情報が含まれる。

「遺伝資源の利用」とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発を意味し、特に条約第 2 条に定義するバイオテクノロジーを用いて行われるものを意味する。

第 2 節

目的及び適用範囲

第 2 条

本政令は、遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得の機会及びその利用について規定するものである。

加えて以下もその目的としている。

遺伝資源及び（必要に応じ関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を行うこと。

第 3 条

本政令の適用にあたり、遺伝資源の取得の機会及びその利用とは、資源所在地における所有形態を問わず、当該資源、その遺伝素材及び必要に応じ関連する技術的・伝統的知識を対象とする研究活動及び / 又は利用活動を意味する。

本政令に定める利用の定義に基づく活動は、私法上又は公法上の自然人又は法人（以下「申請者」という。）により実施される。

第 4 条

とりわけ以下に対し、本政令は適用されない。

ヒト遺伝資源

2002 年 6 月 6 日ローマで締結された食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）附属書 I に含まれる植物遺伝資源であって、同条約に定める農業・食料の目的に限定して利用されるもの

資源の取得又は商取引であって、名古屋議定書第2条に定義される遺伝資源の利用として当該商品を利用することを目的としない、又はそれに至らないもの

第3節

制度的枠組み

権限ある国内当局及び政府窓口

第5条

権限ある国内当局（CNA）とは、生物の多様性に関する条約及び名古屋議定書の実施担当省内の組織である。

CNAの主たる任務は以下の通りである。

取得申請書を受領する。

一件書類を専門技術委員会による審査に付す。

非商業的研究活動に対し届出受領証を交付する。また商業目的の取得申請者に対し、専門委員会の答申に基づいて取得許可証を交付する。

届出受領証及び取得許可証には、生物の多様性に関する条約及び名古屋議定書の実施担当大臣による省令に基づき許可された者が、CNAに代わりCNA名で署名する。

第6条

CNA及びABS政府窓口は、技術事務局の支援を得ながら主として以下の任務を遂行する。

- a 取得申請書及び一件書類に含まれる各文書を確認する。
- b CNAが管理している届出申請記録簿に登録する。
- c 情報に基づく事前の同意（PIC）の取得に際して従うべきプロセス及び相互に合意する条件（MAT）の設定方式について助言する。
- d 国及び地方自治体の行政財産及び普通財産、並びに私有地における取得に関するあらゆる措置の調整にあたる。
- e 特に地域社会を対象として、ABSの実施プロセスに関する教育及び関連情報の提供を行う。
- f 素材移転契約において地域社会の権利を十分に保護する。

- g 申請者が部外秘であると宣言した情報であって、その公表が産業・商業上の秘密を損ねる恐れがあるものについて守秘義務を遵守する。
- h 遺伝資源の取得許可申請記録簿を作成・更新する。
- i 申請に関する監視を行うほか、交付された許可の監視及びチェックに協力する。
- j 名古屋議定書第 29 条の規定による報告を行う。
- m 取得された利益が生物多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に充てられるようにする。

第 7 条

CNA は、取得申請の技術的評価を行う専門委員会を創設する。

この委員会の構成は、取得申請対象資源により異なる。

この委員会は、主に技術担当省代表 1 名、ABS プロセスに關与する環境対策室メンバー 1 名、当該分野の各研究機関の代表各 1 名、及び取得申請対象資源の關係当事者の代表複数名からなる。

第 8 条

専門委員会は、環境保護及び資源の持続可能な利用という目的に照らして遺伝資源の取得申請の審査を実施する。そのため同委員会は主として以下に關する拘束力ある答申を行う。

取得申請対象資源の性質

プロジェクトの学術的利益

生物資源の保全及び持続可能な利用に対するプロジェクトの寄与

プロジェクト実施により生じる利益の公正かつ衡平な配分の遵守

研究の目的

地域の経済的・社会的な発展

国及び地域の研究に対する利益

予定される運用規則に対する申請の適合性

取得許可申請に対する判定

第2章

遺伝資源の取得方式及び利益の配分方式

第1節

取得方式

第1款：商業的・非商業的研究に関する共通規定

1 取得条件

取得申請書類

第9条

マダガスカルの遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得を希望する申請者は、いずれもCNAに対し書面で申請しなければならない。

CNAが申請の妥当性を判断できるよう、あらゆる情報を申請書に盛り込む必要がある。

第10条

取得申請書類には、特に主に以下の文書が含まれる。

取得申請の審査用：

- 1 CNA宛て申請書
- 2 書類審査料支払証明書
- 3 ひな型を本政令に添付する、取得申請様式

書類審査中には、とりわけ以下の提出が求められる。

- 1 地主、取得申請対象資源が存する自然資源の地域管理者、及び必要に応じ関連する伝統的な知識の所有者による、対象地所に立ち入って資源を収集することに対する情報に基づく事前の同意
- 2 相互に合意する条件
- 3 外国の申請者については、マダガスカルの公的研究機関による事前のプロジェクト協力合意書

対象地所への立入り

第11条

CNA は申請を記録簿に登録した後、情報に基づく事前の同意（PIC）の取得及び相互に合意する条件（MAT）の設定に関して申請者を支援する。CNA の費用は申請者の負担となる。

第 12 条

申請者は、取得申請対象資源が民間人により管理又は占有される土地にある場合、対象となる土地に関する権限を有する自然人又は法人から、土地に立ち入って資源を収集することに対する情報に基づく事前の同意を得なければならない。

この自然人又は法人としては、特に以下の者が想定される。

私有地の地主

立ち入り対象地所の自然資源の地域管理者

必要に応じ、調査対象遺伝資源に関連する伝統的な知識の所有者

第 13 条

私有地の地主については、相互に合意する条件についての同意を正式な書面とする。

合意書には、資源取得の見返りとして提供される金銭的及び非金銭的な利益について明記する。

第 14 条

自然資源の地域管理者及び必要に応じ関連する伝統的な知識の所有者については、この同意を協定書の形で正式化する。この協定書は、慣習法に定める規律、現地で適用されている伝統的な価値観及び慣行の遵守に配慮しつつ作成するものとし、加えて現行法規に反することのないよう留意する。

地域社会によって定められた手段を用いてこれら伝統的な価値観及び慣行が既に文書化されている場合には、当該手段を参照の上協定に盛り込むものとする。

この協定には、資源取得の見返りとして提供される財務的及び非財務的な代償について明記する。協定は、地域社会及び申請者の双方が理解できる言語で記述しなければならない。

第 15 条

取得申請対象資源が地方自治体の普通財産たる土地に存する場合、申請者は当該自治体から対象地所への立ち入り許可を取得しなければならない。

同様に、国の普通財産又は行政財産たる地所に立ち入る場合、申請者は当該地域を管轄する財産管理課または配分された普通財産の場合は当該配分を受けた省から許可を取得しなければならない。

以上いずれの場合にも届出受領証又は取得許可証により地所への立ち入りが許可され、受領証又は許可証にその旨記載されている必要がある。

取得条件に関するこの第1款の適用方式については、必要に応じ適用規則に明記する。

2 取得承認

第16条

取得許可申請に対する権限ある国内当局の答申は、第11条で求められる文書を全て受領した日から遅くとも60日以内に出さなければならない。

審査中にCNAが申請者に質問又は補足情報の提供依頼を行った場合には、申請者が回答するまでに要した日数を考慮し、妥当な範囲でこの期限を延長することができる。

第17条

CNAは申請の審査後、申請者に以下を交付する。

- a) 非商業的研究活動については、届出受領証
- b) 商業目的での取得申請については、専門委員会による技術的承認の答申を得た後に交付される、取得許可証

第18条

取得許可を証明する許可証又はこれに相当するものは、生物の多様性に関する条約第18条第3項の規定に則り、CNAから生物の多様性に関する条約のためのマダガスカル国内の情報交換センターに提出される。これにより、この許可証には名古屋議定書第17条第2項にいう国際的に認められた遵守の証明書としての価値が付与される。

第 19 条

届出受領証及び取得許可証の交付決定においては、名古屋議定書第 17 条に規定される情報に加え、主に以下について示さなければならない。

- ✓ 以下に関する詳細情報

許可の受益者

取得申請対象遺伝資源、その生化学的派生物、その遺伝素材又は関連する伝統的な知識

- ✓ 収集日・収集期間
- ✓ 収集場所
- ✓ 収集活動区域を管轄する地域当局及び当該区域の所有者
- ✓ 申請者の費用負担となるガイドの同行義務を含む、収集地所への立入り方式
- ✓ 産業・商業上の秘密に含まれる部外秘情報を除く、遺伝資源の承認された用途に関する詳細な情報
- ✓ 収集量
- ✓ 予定される輸送・保管手段
- ✓ 想定される用途の性質
- ✓ 付与される許可の期間

届出受領証及び許可証はその自然人又は法人の名義で交付されるものであり、譲渡・移転することはできない。

第 20 条

許可される取得期間は最長 1 年間で更新可能とする。許可取得後も、取得の実態が本政令に規定する権利及び義務、並びに当該分野に適用されるその他あらゆる関連基準に適合していないことが確認された場合には、いつでも許可を取り下げることができる。

承認の更新は、申請者が当初のプロジェクトに照らして新たな収集の必要性を証明するという条件を満たせば認められる。利用計画が変更される場合などには、承認を変更することがある。

更新は、進行中の許可の期限が満了する 2 ヶ月前までに申請しなければならない。

単発の研究に関し、申請者の責に帰さない理由により当該研究の成果を期待できないことが明らかになった場合、申請者が請求すれば許可を延期することができる。

第 21 条

届出受領証又は取得許可証の交付決定は、特に以下のような場合には拒否されることがある。

- 1 MAT の内容に関し、申請者と CNA が合意に至らなかった場合。
- 2 活動又は想定されるその応用が生物多様性を著しく損ね、その持続可能な利用の足枷となり、又はその利用を目的として取得が申請された遺伝資源を枯渇させるおそれがある場合。

なお拒否の場合にはその理由を明示する。

第 22 条

届出受領証及び取得許可証は、輸出許可証とはならない。

本政令に規定された遺伝資源の輸出方式については、現行法規により規律する。

第 23 条

取得許可証及び届出受領証は一身専属のものであり、移転することはできない。

取得許可証又は届出受領証に明記されていない用途への変更を行う場合には、新規許可申請又は新規届出を要する。

第 24 条

外国の申請者は、マダガスカルの公的研究機関による事前のプロジェクト協力合意書がなければ、届出受領証又は取得許可証を取得することができない。当該研究機関は、合意にあたり必要と判断すれば、資源の取得がこの公的研究機関と外国の申請者との間の協定の枠組みの中で実施されるよう求めることができる。

外国の申請者とマダガスカルの間研究機関との間の研究協力の場合には、そのプロジェクトに対する公的研究機関の事前答申を要する。

いずれの場合にも申請者は、外国の申請者とマダガスカルの研究機関との間のパートナーシップ締結に際し、研究者が共同プロジェクトの協力者及び共同著者としてマダガスカルの研究機関に参加することを受け入れなければならない。

第 25 条

許可又は届出の期限満了時に、申請者は詳細な採取報告書を作成する。収集した資源に関する出版物がある場合には、全て CNA に送付しなければならない。

第 2 款

非商業目的の学術研究に関する個別規定

第 26 条

非商業目的の学術研究のための取得とは、遺伝資源又は生化学資源を対象とする調査、研究、分類、及びこれらに関する現行知識の改善、並びに商業開発を意図しないこれらの活用に係る諸活動であって、商業的利用に帰結しないものを指す。

こうした取得活動の実施を希望する者は、権限ある国内当局宛てに申請書を提出する。

申請様式に基づいて当該申請が商業的性質を有するか否かを判定する。

第 27 条

公的研究機関が非商業的目的で行う遺伝資源の取得及び利用については、取得申請様式に情報を記載のうえこれを事前に CNA に提出するだけでよい。

第 28 条

取得申請書には、商業目的で遺伝資源を利用しないことを申請者が約する旨明記しなければならない。申請書には、許可の認証条件となる誓約書を添付する。

第 29 条

当初の目的を変更して新たに商業目的の利用を希望する場合には新規に取得申請を行う必要があるほか、情報に基づく事前の同意及び相互に合意する条件も新たに必要となる。

実際に商品化された場合に限りならず、商品化の意図があった場合にも用途の変更とみなされる。

第 3 款

商業目的の研究又は商業目的となる可能性のある研究に関する個別規定

第 30 条

商業目的での遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得については CNA の許可を要する。

本節は、得られた成果を商業目的で活用することを目的とする、遺伝資源の研究及び利用を対象とする。

許可の申請は、収集開始の 30 日前までに実施しなければならない。CNA は、申請書又は添付書類に不備・欠落があると判断した場合、所定の期限内に書類を正しく整えるか又は追加で提出するよう申請者に要求する。

第 31 条

取得許可証は、以下の諸条件を遵守するという条件付きで交付される。

- ✓ このために指名されたマダガスカル国内に所在する指定機関に、あらゆる試料の複製を提出すること。
- ✓ 収集した試料に関するその後の研究開発から得たすべての成果に関する情報を CNA に通知すること。なお CNA は提供された情報の守秘義務を遵守する。
- ✓ 取得を認められた資源及び関連する伝統的な知識を、CNA の許可なく第三者に譲渡しない旨同意すること。
- ✓ 採取した素材に関連する知的財産権又はマダガスカルで取得した伝統的な知識若しくはその関連知識に基づく発明に係る知的財産権を請求する際に、事前に CNA に通知すること。

第 2 節

利益の配分

利益の種別

第 32 条

遺伝資源及び / 又は関連する伝統的な知識の利用から得られる利益は、金銭的な利益と非金銭的な利益に分類される。

これらの金銭的な利益及び非金銭的な利益は、遺伝資源及び / 又は関連する伝統的な知識の活用前、活用中及び / 又は活用後に、各受益者に分配することができる。

想定される金銭的及び非金銭的な利益の参考リストを本政令の附属書 2 に添付する。

相互に合意する条件

第 33 条

相互に合意する条件（MAT）は、取得許可の前に作成する。CNA によって代表される国と申請者との間の合意の締結は、遺伝資源又は必要に応じ関連する伝統的な知識の利用に関する当事者間の相互的な義務について定めるために行うものである。

第 34 条

合意には、主に以下の各条項を盛り込むことができる。

当事者双方の身分情報

合意の対象

資源の利用方式、期待される成果、資金調達方法及びその金額に関する詳しい説明

資源の利用から得られる金銭的な利益又は非金銭的な利益の推計

申請者に課される、当事者間で決定する頻度に基づく活動報告書及び成果報告書の提出を通じて信頼性ある質の高い継続的な情報提供を行う義務

当事者間で決定され、情報交換センターで公表された割合でなされる、申請者と受益者との間で合意された利益の分配

合意に基づき受益者に認められた利益の詳細

係争を処理するための法律及び管轄裁判機関の指定

利益配分方式

第 35 条

遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得及びその利用後に国又はその他の受益者との間で分配すべき利益の種別及びその額についてはケースバイケースで決定し、取得許可証及び相互に合意する条件において示す。

第 3 章

地域社会の権利

第 36 条

遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得の一環として、また国の無形遺産の保護に関する 2013 年 12 月 12 日付法律第 2013-017 号の規定に基づき、国は、幾世代にもわたって培われてきた地域社会の自然・文化遺産、イノベーション及び慣習に関するその知識を当該地域社会が共同で利用する権利を認め、これを保護する。

第 37 条

単独で、又は現代の知見と組み合わせつつ、その知識及び慣習に基づいて生態系の維持、遺伝資源の存在の保護、多様な植物品種及び動物品種の開発、農学的・治療的知見の発展、並びに創造行為を实践してきた地域社会は、本政令の条項に則り、遺伝資源の保全に対する見返りを受けることができる。

第 4 章

係争の解決

第 38 条

本政令の実施にあたり係争が生じた場合には、まず CNA が和解的解決を試みるものとし、その後管轄の普通法裁判機関に付託する。

第 5 章

監督及び罰則

監督

第 39 条

遺伝資源の取得申請は、CNA が管理する専用記録簿に登録される。この記録簿は、収集からその活用に至る資源の完全な追跡を可能とするものである。

第 40 条

遺伝資源又は関連する伝統的な知識に関する取得許可及び活動は、無許可の場合、又は本政令及びその適用規則の規定を遵守せずに利用がなされた場合、CNA は催告を

行っただうえで、刑事訴追及びこの分野に適用される関税規則の規定を妨げることなく、当該許可及び活動をいつでも停止又は撤回することができる。

停止の期間は2年を超えないものとする。

許可の終局的な撤回及びマダガスカル国内における同様の活動の禁止を言い渡すこともできる。

第41条

前条に定める行政処分は、いずれも現行法に則り専門委員会が行う報告に基づき決定される。

当該処分を言い渡す決定には理由を付す必要がある。この決定に対しては、法律に定める期限内に管轄行政裁判所に異議申立てを行うことができる。

第42条

本政令の各条項に適合しない遺伝資源の取得は禁止され、現行法に則り罰せられる。

第6章

第1節

雑則

第43条

申請者は、森林副産物とみなされる薬用・産業用森林植物の利用、流通、販売及び購買に関して、森林副産物の活用のあり方に関する1987年6月30日付省令第2915/87号の規定を遵守しなければならない。

第44条

投資と環境の両立に関する1999年12月15日付改正政令第99-954号の規定に則り、CNAが必要と判断すれば、申請者に環境コミットメント計画又は環境インパクト調査の提出を要求することができる。

第2節

経過規定及び最終規定

第 45 条

本政令の発効前に締結された契約、並びに遺伝資源及び関連する伝統的な知識の取得は、その利用が新規であるか継続的なものであるかに関わらず、6 ヶ月以内に本政令の規定に適合させなければならない。適合していない場合には、第 42 条に定める罰則が適用される。

第 46 条

現在活用中の資源、又は既に活用されている資源を補足するものであるか否かを問わずその他あらゆる資源を申請者が再び入手する新規取得の場合には、本政令への適合が求められる。

第 47 条

本政令は、その緊急性に鑑み、また国内法・国際私法一般条項に関する 1962 年 9 月 19 日付行政命令第 62-041 号第 4 条の規定に則り、共和国官報への公示時期を問わず、ラジオ・テレビ放送又は掲示による公表と同時に発効する。

第 48 条

本政令の各条項は、当該分野を対象とする特別法が公示されるまで効力を有する。

第 49 条

本政令の適用条件・方式については、必要に応じ規則に定める。

第 50 条

大統領直轄事業・国土整備・設備担当大統領府付大臣、農業・牧畜担当大統領府付大臣、鉱山・石油担当大統領府付大臣、国璽尚書たる法務大臣、財務・予算大臣、内務・地方分権化大臣、公安大臣、観光大臣、交通・気象大臣、エネルギー・炭化水素大臣、高等教育・学術研究大臣、環境・エコロジー・森林大臣、水産資源・漁業大臣、水・汚水処理・衛生大臣、文化・手工業振興・遺産保護大臣、憲兵隊担当国防省付閣外大臣及び海洋担当水産資源・漁業省付閣外大臣は、各々自身が関与する分野において、共和国官報に公示される本政令の施行を担当する。

2017年1月31日、アンタナナリボにて作成

政府の首長たる首相、ソロナンドラサナ = オリヴィエ・マハファリ

大統領直轄事業・国土整備・設備担当大 統領府付大臣 ナルソン・ラフィディマナナ	農業・牧畜担当大統領府付大臣 リヴォ・ラコトヴァオ
国璽尚書たる法務大臣 シャルル・アンドリアミセザ	財務・予算大臣 フランソワ＝マリー＝モーリス＝ジェル ヴェ・ラコトアリマナナ
公安大臣 ノルベール・アナンドラ	観光大臣 イアロヴァナ＝ロラン・ラトシラカ
交通・気象大臣 ラマルセル＝バンジャミーヌ・ラマナン トソア	エネルギー・炭化水素大臣（代行） 中将 エリラント・ラヴェロハリソン
高等教育・学術研究大臣 マリー＝モニック・ラソアザナネラ	環境・エコロジー・森林大臣 ベネディクト＝ジョアニタ・ンダヒマナ ンジャラ
水産資源・漁業大臣 フランソワ・ジルベール	水・汚水処理・衛生大臣 ロラン・ラヴァトマンガ
文化・手工業振興・遺産保護大臣	憲兵隊担当国防省付閣外大臣

ジャン = ジャック・ラベニリナ	中将 ディディエ = ジェラルド・パザ
海洋担当水産資源・漁業省付閣外大臣 レオニド = イレニア・ランドリアナリソ ア	

原本に相違なきことを証する。

2017年7月18日、於アンタナナリボ

内閣官房長

(署名)

ツシホアラ = ユジェーヌ・ファラティアナ

附属書 1

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分の規制に関する 2017 年 1 月 31 日付政令第 2017-066 号の附属書：取得申請様式

取得申請者は、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分の規制に関する本政令に従い、本様式への記入を義務付けられています。申請者におかれては、本様式と関連書類を権限ある国内当局に提出願います。

なお以下の点に留意のこと。

この申請が通った場合に申請者に認められるのは、ここに記載される遺伝資源及び / 又は関連する伝統的な知識の利用のみに限られます。その他の利用形態については、新規申請に基づき許可を取得しない限り厳に禁じられます。そのため、関連する細部まで正確に記入願います。

基本指針について記載する本様式には、商業的利用と非商業的利用の区別はありません。

許可申請書の登録番号：

申請者の身分情報

- ・ 申請者氏名¹：
- ・ 組織（大学、機関、企業など）
- ・ 所在地（郵便番号、都市名、国名）：
- ・ メールアドレス： @
- ・ 電話番号：
- ・ 職業：

パートナー：

公的研究機関のラボの場合

- ・ 研究機関名
- ・ ラボが所属する大学又は機関：

企業の場合

- ・ 納税識別番号：

¹ 遺伝資源又は関連する伝統的な知識が法人と無関係に利用される場合に限り個人名を記載する。

- ・ 事業分野：

- ・ 会社名

その他のパートナーの場合（該当する場合）

- ・ 組織（組織名、法的身分など）

- ・ パートナーシップの目的（例：収集、研究など）

収集する遺伝資源の特定

- ・以下の遺伝資源を含む生物学的素材の種別及び名称

-
- 動物
 - 植物
 - 微生物
 - その他

- ・資源の一般的な学名及び / 又は現地における呼称

収集の詳細

- ・収集期間.....
- ・収集する数.....
- ・1回あたりの収集量.....
- ・収集頻度.....
- ・採取する素材に適用される保護制度（例：国レベルの保護種）
 - はい
 - いいえ
- ・予定採取地

生息域内（すなわち自然環境内）

- 州、地域圏、市町村、地所を明記：.....
- 陸地
- 海洋
- 保護区域。保護制度を明記してください（例：自然保護区域、国立公園など）

.....

生息域外（コレクション、遺伝子バンク、保存施設、植物園、農園など）

- 国有コレクション。具体的に：.....
- 私有コレクション。具体的に：.....
- その他。具体的に：.....

関連する伝統的な知識の特定（該当する場合）

- ・ 関連する伝統的な知識の種別

- ・ 関連する伝統的な知識を所有する伝統的団体の名称

- ・ 知識を所有する団体の所在地

予定される取得方法

- あなた自身による取得
- 第三者による取得。明記してください：
- 生息域内（すなわち自然環境内）
- 生息域外（コレクション、遺伝子バンク、保存施設、植物園、農園など）
- その他。明記してください：

プロジェクトの概要

プロジェクトの名称

協力者 / パートナー（身分情報、所在地、連絡先）

プロジェクト実施期間

あなたが遺伝資源に対し行う活動の当初の目的

- 学術目的
- 主に資産化又は学術目的。商業的活用の可能性あり。
- 主に商業目的。学術的活用の可能性あり。
- 商業目的。

収集した遺伝資源について想定される用途

- 生物多様性又は生物に関する基礎的な知識を得ること（例：系統、分類、特性分析、生態学的評価、進化など）
- 管理又は保全、コレクション又は遺伝子バンクへの登録

- 動植物の品種改良
- 工業利用：製品又は製法の開発（特許請求の有無を問わない）
- 食用
- その他。明記してください：.....

想定される用途について簡潔に説明してください。

研究開発活動が実施される国

- マダガスカル。組織名を明記してください：.....
- 外国。国名を明記してください：.....

生物多様性にとっての潜在的な利益：プロジェクトが生物多様性の保全及び持続可能な利用にもたらす利益について記載願います。特に取得地域にもたらし得る利益を漏れなく明記してください。

ある場合は、生物多様性に対する脅威：プロジェクトが環境に何らかのインパクトをもたらす場合には、[適切な参照法規をここに挿入]に則りその全てを特定・記載願います。

註：国内法規に従い、脅威に晒される可能性のある種及び区域を列挙願います。

生物多様性に対する負の / 有害なインパクトを最小限に止める、又は回避するためにあなたが実施する方法を記載願います。

方法（例：収集方法）

予算

- ・プロジェクト予算の見積り（単位：マダガスカル・アリアリ）

・資金源

- 民間資金。明記してください(組織名、国籍など)
- 公的資金
 - 補助金。明記してください:
 - 国際基金。明記してください:
 - その他。明記してください:

このプロジェクトの内容は秘匿ですか？

はい	いいえ
「はい」の場合、秘匿の対象は？	
権限ある国内当局（CNA）に秘密情報を開示するにあたっての条件を記入願います。	

原本に相違なきことを証する。

2017年7月18日、於アンタナナリボ

内閣官房長

(署名)

ツシホアラ = ユジェーヌ・ファラティアナ

附属書 2

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の配分の規制に関する 2017 年 1 月 31 日付政令第 2017-066 号の附属書：様々な種別の金銭的及び非金銭的な利益を示した参考リスト

以下に示す金銭的及び非金銭的な利益のリストは、遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関するガイドラインの附属書、並びに生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書の附属書から抜粋したものである。

1 金銭的な利益には、例えば以下が含まれる。

- a) 取得の機会に関する料金又は採取その他の方法によって取得した試料ごとの料金
- b) 前払による支払
- c) 段階ごとの支払
- d) ロイヤルティの支払
- e) 商業化の場合におけるライセンス料
- f) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を支援する信託基金に支払われる特別の料金
- g) 相互に合意する場合には、給与及び特恵的な条件
- h) 研究資金
- i) 合併事業
- j) 関連する知的財産権の共同保有

2 非金銭的な利益の非限定的リスト

- a) 研究及び開発の成果の共有
- b) 科学的な研究開発計画（特に、可能な場合には遺伝資源を提供する締約国におけるバイオテクノロジーの研究活動）における共同、協力及び貢献
- c) 製品開発への参加
- d) 教育及び訓練における共同、協力及び貢献
- e) 遺伝資源の生息域外保全のための施設への立入り及びデータベースの利用

- f) 遺伝資源の提供者に対する公正で最も有利な条件（合意する場合には、緩和されたかつ特恵的な条件を含む。）の下での知識及び技術（特に、バイオテクノロジーその他の遺伝資源を利用する知識及び技術又は生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する知識及び技術）の移転
- g) 技術移転のための能力の強化
- h) 制度的能力の強化
- i) 取得の機会に関する規則を実施し、及び執行するための能力を強化するための人的資源及び物的資源
- j) 遺伝資源の提供国の十分な参加を得て、及び可能な場合には遺伝資源の提供国において行われる遺伝資源に関する訓練
- k) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する科学的な情報（生物の目録及び分類の研究を含む。）へのアクセス
- l) 地域経済への貢献
- m) 遺伝資源を提供する締約国における遺伝資源の国内利用を考慮して、保健、食糧安全保障その他の優先度の高いニーズのために行われる研究
- n) 取得の機会及び利益の配分に関する合意から生ずる組織上及び職業上の関係並びにその後の共同活動
- o) 食糧安全保障及び生計の確保に関する利益
- p) 社会的な認知
- q) 関連する知的財産権の共同保有

原本に相違なきことを証する。

2017年7月18日、於アンタナナリボ

内閣官房長

（署名）

ツシホアラ = ユジェーヌ・ファラティアナ